

委員会レポート

地域おこし協力隊

【概要】

地域おこし協力隊の募集は、町ホームページ及び専門の求人情報サイトで行っている。募集人数は、例年10月頃に各課へ照会し決定している。主に地域課題解決や地域活性化が中心で、活動期間は最長3年となっている。

町の費用負担は、報酬が月額20万円＋賞与が年2回、通勤手当、時間外勤務手当、家賃補助月5万円と敷金礼金である。車は1人1台ずつ貸与し、勤務時間のみ使用している。国からは特別交付税として隊員一人あたり480万円を限度に交付されている。協力隊を卒業し起業する際に100万円を補助金として交付している（特別交付税の対象）。

ふるさと納税の推進や林業の後継者不足なども、この制度を活かして解決していただきたい。

費用の大部分を国が負担し、採用人数の上限もないことから積極的に多くの人材を採用していただきたい。隊員は関東圏の二十代から四十代の若者が多く、ここでの生活を通して今後も本町で生活する可能性が高いため移住定住対策には大変有効である。人口が少ない地域ほど、この制度を上手に使うことで、多くの隊員が活動することで地域が若返った事例もある。人口減少や少子高齢化などの課題の解決に繋がると思われるので積極的な制度の活用を要望する。

総務常任委員会

【意見】

これまで採用してきた隊員の意見を積極的に取り入れて、意欲を活かしてもらいたい。また本町の課題である、



猪苗代町の地域おこし協力隊
(令和4年度)

文教厚生常任委員会

埋蔵文化財の保存と活用

【概要】

文化財は貴重な財産であり、文化財保護法により手厚く保護されている。文化財は6類型に区分され、これとは別に「土地に埋蔵されている文化財」を「埋蔵文化財」という。一般的に「遺跡」と呼ばれている土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼称しており、その「周知されている土地」が保護の対象となっている。

埋蔵文化財の調査は「行政目的調査」と「学術目的調査」に大別され、開発に伴うものは行政目的調査にあたり、遺跡が壊れる場合等には記録保存調査を実施するが、費用や期間を要するとともに、現状のまま後世に伝えることが出来なくなる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で工事を実施する場合は、事業者は法に基づき市町村教育委員会を通じ県教育委員会へ届出・通知をしなければならず、県委員会はそれを受け事業者へ指示・勧告をする。町教育委員会の構造として①「把握・周知」②「調整」③「保存」④「活用」の4段階の業務がある。和みいなには町内で発掘された旧石器時代から奈



和みいなの情報室

良・平安時代までの出土品が展示されている。

【意見】

埋蔵文化財が、町の活性化につながるような方策を探求し、身近に感じられるよう、行政が積極的に情報を開示して理解を求めてもらうとともに、地図や調査した台帳などをデータベース化し、閲覧や活用ができるよう電子台帳化をすべきである。

また、歴史民俗資料館の入場者の3割が県外からのようであるが、一過性に終わらせないためにも、入場者から感じたこと、何を求めているかなどのアンケートを取り、良い方向に運営していただきたい。

農振農用地見直しの現状

【概要】

農振農用地とは、市町村が「農業振興地域整備計画」（以下、「整備計画」という。）で用途を定めた農地のことで、本町では平成9年度に見直しをかけている。

この整備計画は本来、5年に1度見直しをするものだが、当時、本町はほ場整備の最中で、整備計画を見直してもすぐに現状と合わなくなってしまうため、猪苗代町農業振興地域整備促進協議会（以下、「協議会」という。）で、ほ場整備に一定のめどがつくまで見直しをせず、運用でカバーしていく方針とした。

以降、随時の見直しは幾度あったが、今般、土地改良事業が一段落したため、それに基づき新しい地名・地番、さらには町の土地利用計画並びに都市計画マスタープランとの整合性を取る形で26年ぶりに大規模な見直しをするようになった。

今後、協議会で整備計画案を決定し、議会にも内容を説明したのち、公告縦覧期間、異議申立期間を経て、特に問題がなければ、新しい整備計画が決定することになる。

【意見】

今般の26年ぶりの見直しまでの間、社会情勢や国の農業施策は大きく変わり、それに伴い本町の農業を取り巻く環境も大きく様変わりしたため、早急に現状に見合う形になるよう見直しを進めていただきたい。

また、本整備計画は本町の農業施策の根幹をなす計画のひとつであるため、農林課は本町の農業振興のけん引役として、各集落や関係機関の声を一つでも多く計画に反映できるように努められたい。

さらには国土利用計画や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、地域の実情に合った効果的な土地利用を今後も促進されたい。



猪苗代農業振興地域整備計画書

町村議会広報研修会

令和5年6月27日、とうほう・みんなの文化センターにおいて県町村議会議長会の研修会に参加した。



自治体広報公聴研究所の金井茂樹氏による「伝わる議会報の企画と編集」と題した講演と6町村議会の広報クリニックスが行われた。

広報のポイントとして、自治意識を高めるため、議会への参加の促進に取り組み、認知と関心を持ってもらうことが重要である。伝える、から伝わる議会報、理解してもらえない議会報にしなければならぬ。

編集にあたっては、読んでもらうため、理解してもらうため、見出しや写真・図表を用い、長文を避け、平易で丁寧な言葉使いに心がけた。

議会広報編集特別委員会

6月定例会号の編集中ではありましたが、補欠選挙による新しい議員3名を迎え、7名体制にてスタートしました。



議会広報編集特別委員